

ディスクロージャー分析～会社計算規則等の改正による計算書類等の開示事例分析～

2021.7.28

当ディスクロージャー分析レポートでは、JPX日経インデックス400（2021年6月現在）の3月末決算の会社（298社）のうち、2021年3月期の計算書類等に会社計算規則等の改正による記載がどのように開示されているか調査・分析を実施した。

はじめに

2019年12月の会社法改正及び2020年11月の会社法施行規則・会社計算規則の改正、2020年3月及び8月の「会社計算規則の一部を改正する省令」の公表等により、2021年3月期の事業報告や計算書類に新たな記載が求められることになっている。ただし、会社計算規則は、有価証券報告書提出会社以外も対象としていることや、実務上の負担を考慮し、「金融商品に関する注記」の「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」、「収益認識に関する注記」及び「会計上の見積りに関する注記」については、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、当該事項について注記しないことも許容されとの考え方が示されている（「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について）。

そして、「会計上の見積りに関する注記」は2021年3月期の計算書類から原則適用となるが、「金融商品に関する注記」の「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」及び「収益認識に関する注記」は2022年3月期の計算書類から原則適用となるため、2021年3月期の計算書類に記載する会社は限られていると考えられるが、2021年3月期の計算書類等でどのような開示を行っているか事例を調査する。

調査結果について

会社法施行規則と会社計算規則の改正により拡充される事業報告と計算書類の主な開示事項についてそれぞれ見ていく。

（１） 会社法施行規則の改正により拡充される事業報告の主な開示事項

事業報告での改正箇所	会社数
①会社の現況に関する事項	4社
②会社の株式に関する事項	68社
③会社役員に関する事項	
イ 会社役員の報酬等に関する事項 （非金銭報酬等を記載した会社）	104社
ロ 補償契約に関する事項	4社
ハ 社外役員等に関する特則	92社
④会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項	119社
⑤会計監査人に関する事項	0社

イ 会社役員の報酬等に関する事項（非金銭報酬等を記載した会社）と、④会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項については、100社を超える会社が記載をしていたが、どの開示事項も記載をしている会社が少数派となっていた。これらの規則は2021年3月1日施行であり、株主総会の決議が必要となるため、2021年3月

期決算に与える影響が限定的だったためと考えられる。改正の主な内容は以下となる。

①会社の現況に関する事項

重要な親会社との間に当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要に関する記載事項の追加

②会社の株式に関する事項

役員に対して報酬等として付与された株式や新株予約権等に関する記載事項の追加

③会社役員に関する事項

イ 会社役員の報酬等に関する事項

取締役、会計参与、監査役又は執行役の報酬等に関する記載事項の拡充

ロ 補償契約に関する事項

2021年3月1日以後に取締役、会計参与又は監査役と締結している補償契約に関する記載事項の追加

ハ 社外役員等に関する特則

社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要の記載

④会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

2021年3月1日以後に締結・更新している役員等賠償責任保険契約に関する記載事項の追加

⑤会計監査人に関する事項

2021年3月1日以後に会計監査人と締結している補償契約に関する記載事項の追加

（２） 会社計算規則の改正により拡充される

計算書類の主な開示事項

計算書類での改正箇所	会社数
①株式引受権	0社
②会計上の見積りに関する注記	255社
③金融商品に関する注記 (時価を3つのレベルに分類して 開示している会社)	21社
④収益認識に関する注記	34社
⑤「会計方針の開示、会計上の変更 及び誤謬の訂正に関する会計基準」 を適用していると開示した会社	21社

①株式引受権は、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」により、従前の会社法では会社が株式を発行する場合や自己株式を処分する場合、金銭の払込み等が行われることが必要だったが、改正会社法では上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことが認められた。これにより、株式を無償交付するタイミングによっては、報酬費用の相手科目として株式引受権が計上される。

株式引受権を開示している会社が無かったのは、実務対応報告第41号の適用時期は改正会社

法の施行日である2021年3月1日以降に生じた取引から適用されるのと、取締役の報酬等として自社の株式を付与しようとする場合には、定款又は株主総会決議により、株式等の数の上限等を定めなければならないためと考えられる。

②会計上の見積りに関する注記を開示していた会社は255社あり、全体の約86%の会社が記載をしていた。この会計基準は金商法でも2021年3月期から原則適用となり、事前に多くの会社が当該注記の準備を進めていたため、計算書類でも多くの会社が開示したと考えられる。

③金融商品に関する注記（時価を3つのレベルに分類して開示している会社）と④収益認識に関する注記を開示していた会社は、前者が21社、後者が34社となっていた。どちらも金商法で早期適用している会社はまだ限られているため、計算書類で開示している会社も限定的であったと考えられる。

⑤重要な会計方針に係る事項に関する注記について、会社計算規則の改正においては、改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表を受けた改正はしないこととされている。

しかし、当該会計基準においては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合も、関連する会計基準等の定めが明らかな場合と同じく、

採用した会計処理の原則及び手続の概要を重要な会計方針として注記するとされている。当該採用した会計処理の原則及び手続が計算書類を理解するために重要であると考えられる場合には、会社計算規則第101条第1項第5項の「その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に該当し、その概要を注記する必要があると考えられる。

おわりに

会社法施行規則と会社計算規則の改正により拡充される事業報告と計算書類の主な開示事項について、開示事例の調査を行ったが、改正会社法の施行日が2021年3月1日であったこともあり、改正会社法関係の改正では3月決算会社が開示を行っているのは限定的であった。そして、会社計算規則の改正による計算書類の開示については、2021年3月期に原則適用となった2つの会計基準のうち、一方は約86%の会社が開示しており、もう一方は会社計算規則の改正は行われず、計算書類に適用していると開示した会社は21社、約7%に留まった。3月決算以外の会社では、これから計算書類等の開示が進んでいくため、今回の調査が今後の実務の参考になることが望まれる。

以 上